

営農型太陽光発電設備関係事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、営農型太陽光発電に係る農地転用許可等の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、営農型太陽光発電に係る事務処理に関しては、本事務処理要領のほか「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知。以下「ガイドライン」という。）による。

おって、本事務処理要領施行前に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電を実施しているものについては、当該一時転用許可期間が満了するまでの間はなお従前の例による（第7及び第10を除く。）。

第2 営農型太陽光発電設備

ガイドラインの1の「簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱」とは、基礎のない支柱又は簡易な構造の基礎（布基礎や杭打ちによる基礎は対象外）を有する支柱とする。

第3 許可申請書の添付資料

- (1) ガイドラインの2の(1)のイの「営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書」は、「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書（参考様式1）」によるものとする。
- (2) ガイドラインの2の(1)のウの「営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」は、「営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み（参考様式2）」によるものとする。
- (3) ガイドラインの2の(1)のウの(ア)のbの「下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書」は「下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書（参考様式3）」によるものとする。

なお、申請者から必要な知見を有する者の意見として農林事務所（農業振興普及部（所））又は森林林業部の普及指導員等の意見を求められた場合において、当該農作物について知見を有するときは、同参考様式3を作成し、交付するものとする。
- (4) ガイドラインの2の(1)のウの(イ)の「生産に時間を要する農作物」とは、作付けから収穫までに要する期間が1年を超える農作物を指すものとする。
- (5) ガイドラインの2の(1)のウの(イ)のbの「単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由」は、「申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書（参考様式4）」によるものとする。
- (6) ガイドラインの2の(1)のエの「営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者が負担することを証する書面」は、「営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書（参考様式5）」によるものとする。
- (7) ガイドラインの2の(1)のオの「毎年、下部の農地において栽培する農作物に係

る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者に提出することを誓約する旨を記載した書面」は、「下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書（参考様式6）」によるものとする。

- (8) 申請書類を受け付けた農林事務所（企画部）又は福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第一条関係別表第一、同第二条関係別表第二及び同第三条関係別表第三に掲げる市町村（以下「権限移譲市町村」という。）農業委員会（ただし、当該農業委員会が必要と判断する場合に限る。）は農業振興普及部（所）又は森林林業部に対し「営農への影響の見込みに関する意見書（参考様式7）」により意見を求めることとする。ただし、第3の（3）により農林事務所（農業振興普及部（所））又は森林林業部の普及指導員等が意見書を交付した場合には本手続きを不要とする。

第4 一時転用許可基準

- (1) ガイドラインの2の（2）のイの「申請に係る面積が必要最小限で適正と認められる」とは、発電計画によるパネル等の必要面積及びその下での作物栽培に必要な日照量と作業の確保のため必要最小限の面積とする。

また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であることを確認すること。

- (2) ガイドラインの2の（2）のキの「位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」については、農地の所在する市町村（ただし、権限移譲市町村は除く。）長の「営農型太陽光発電設備の設置に関する意見書（参考様式8）」を添付させて判断すること（当該市町村長は、意見書の発行に当たり農業振興地域整備計画の変更手続きに準じて、土地改良区（土地改良区連合を含む。）、農業協同組合及び農業委員会から意見を聴くことが望ましい。）。

農林事務所長（企画部）は、意見書に「意見あり」の場合又は当該市町村長からの意見書が交付されない場合には、当該市町村長と十分調整を行うものとする。

第5 一時転用許可に当たっての留意事項

- (1) ガイドラインの2の（4）のアの「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取」について、農業委員会は、一時転用許可申請に係る意見書を作成する場合において、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える場合は、一般社団法人福島県農業会議に意見を聴くこととする。

- (2) ガイドラインの2の（4）のイの「許可基準の適合性等に係る国への相談」について、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超える場合は、許可基準の適合性等について、農林事務所（企画部）及び権限移譲市町村農業委員会は、農業担い手課を通じて東北農政局の農地転用担当部局に相談することができるものとする。

第6 一時転用許可期間中の生産状況の記録、確認、栽培実績及び収支の報告

- (1) 営農型太陽光発電設備設置者及び営農者（以下「営農者等」という。）は、作物の作付けから生育過程を写真等で記録すること。
- (2) 営農者等は、作付中の事故（自然災害や病害虫による被害等）で収穫量及び品質が著しく低下することが見込まれる場合は、当該農地及び周辺農地の作付状況の把握に努めるとともに、速やかに農業委員会へ連絡しなければならない。
- (3) ガイドラインの3の(1)の①の「栽培実績書」は、「栽培実績書（参考様式9）」によるものとする。

なお、当該栽培実績書の報告内容が適切であるかについての「必要な知見を有する者の確認」は、農業委員会が行うことを原則とする。ただし、技術的判断が必要な場合にあっては、必要に応じて農林事務所長（企画部）を経由して農業振興普及部又は森林林業部）へ協力を求めることができるものとする。

- (4) 営農者等が、農業委員会以外の者から農作物に係る生産状況の確認を受けようとする場合は、事前にその旨を農業委員会へ連絡しなければならない。

なお、農業委員会が必要と認める場合は、確認に立会うものとする。

- (5) 農業委員会は、農作物を収穫する時期となった場合には、収量、品質等の確認のため事前に十分な余裕を持って農業委員会へ連絡するよう営農者等を指導すること。

また、農業委員会は、長期に渡り収穫する農産物等にあっては、適当と認められる方法で収量等の確認を受けるよう営農者等を指導すること。

- (6) ガイドラインの3の(1)の②の「収支報告書」は、「収支報告書（参考様式10）」によるものとする。
- (7) 農業委員会は(3)及び(6)の報告書を取りまとめ農林事務所長（企画部）へ提出すること。

第7 転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等

- (1) 転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等は、ガイドライン4によるものとする（ただし、ガイドライン施行前に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電を実施しているものについて、ガイドライン4の(7)の規定はこの限りではない。）。この場合、農林事務所長（企画部）は、農業委員会と連携して転用事業の進捗状況及び営農状況の確認並びに一時転用許可を受けた者に対する指導を行うものとする。

- (2) ガイドラインの4の(3)の勧告等については『農地法関係事務処理の手引』「第10 違反転用に対する処分等（法第51条）」に準じて対応するものとする。

なお、農地転用許可権者が勧告等を行った場合には、その内容を「営農型太陽光発電に係る違反状況取りまとめ表（参考様式11）」により農業担い手課へ（農地転用許可権者が権限移譲市町村の場合には、農林事務所（企画部）を経由して）報告すること。

- (3) ガイドライン4の(4)の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合における勧告等を行った旨の報告について、権限移譲市町村農業委員会は「農地法における違反事案についての情報提供（通

知) (参考様式 12)」又は再エネ特措法認定システムへの措置内容の入力により東北経済産業局に報告すること(農林事務所長許可案件の場合、農林事務所(企画部)は(参考様式 12)を農業担い手課へ送付すること。)

- (4) ガイドラインの4の(8)の「営農型太陽光発電設備の設置に関する情報を記録した台帳」は「営農型太陽光発電設備の設置に関する情報(参考様式 13)」によるものとする。

第8 一時転用許可の期間満了後における再許可

- (1) 一時転用許可の期間満了後における再許可は、ガイドラインの5による。なお、転用許可を受けた者が、ガイドラインの5の転用許可の更新をしようとする場合、農林事務所長(企画部)及び農業委員会は、許可期間の中断がないよう原則として期間満了3か月前までに許可申請書を提出するよう指導すること。
- (2) 一時転用許可の期間満了後における転用許可の更新をしようとする場合に当たっては、参考様式8の提出は要しない。

第9 営農計画等の事前相談

- (1) 農業委員会は、申請書の「営農計画書」、「営農への影響の見込み」の判断に当たり、必要があると認めるときは農林事務所(企画部)へ意見を求めることができるものとする。
- (2) 農林事務所企画部は、農業振興普及部又は森林林業部に対しその内容について意見を求めた上で回答をすること。

第10 その他

- (1) ガイドライン6の(4)の場合において、申請者が支柱に係る一時転用許可と下部の農地に地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けようとする場合は、申請者から農業委員会へ同時に申請するよう指導すること。

また、許可をする際は許可権者間で調整し同日付けで許可することとし、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とすること。

- (2) 営農型太陽光発電設備を改築する場合は「営農型太陽光発電設備の改築に係る報告(参考様式 14)」、廃止する場合は「営農型太陽光発電設備による発電事業の廃止に係る報告(参考様式 15)」、第三者に承継する場合は「営農型太陽光発電事業の承継に係る報告(参考様式 16)」によるものとする。

なお、営農型太陽光発電事業を第三者に承継する場合、農地法第5条第1項の許可を受ける必要があることに留意すること。

- (3) 営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報告を受けた場合、又は(2)により営農型太陽光発電事業を第三者に承継する旨の報告を受けた場合において、やむを得ないと認められる場合は事業計画変更により処理するものとする。

附 則

- 1 本事務処理要領は令和6年4月1日から施行する。
- 2 本事務処理要領の施行に伴い、「営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領」（平成25年9月17日付け25農支第2789号福島県農林水産部長通知）は廃止する。

(参考様式1)

営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土地 所在・地番 _____

1. 営農型太陽光発電設備の下部の農地及び営農者の概要

(1) 営農型太陽光発電設備の下部の農地の概要

	地目	面積 (㎡)
営農型太陽光発電設備の下部の農地		
合計		

(記載要領)

- ・ 地目には、田、畑、樹園地のいずれかを記入してください。
- ・ 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積は、当該設備の存する区画全体の面積を記入してください。

(2) 下部の農地の営農者の概要

① 営農者の属性

営農者の属性	該当 (○)
ア 効率的かつ安定的な農業経営 (※1)	
イ 認定農業者 (※2)	
ウ 認定新規就農者 (※3)	
エ 将来法人化にして認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ アからエまで以外の者	

- ※1 主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営
- ※2 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者
- ※3 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- ※4 アからエまでに該当する場合は、当該属性を証明する資料を添付すること

② 営農者の農作業経験等の状況

農作業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農作業経験等(農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその作付作物と年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

2. 栽培計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)	栽植密度 (株・本・播種量 (kg)/10a)	生長の指標 (樹高・分枝状況等)
1年目				
2年目				
3年目				
4年目				
5年目				
6年目				
7年目				
8年目				
9年目				
10年目				

(記載要領)

- ・ 各年の「作付面積」の合計は、1に記載した営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積と一致します。
- ・ 収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は、「生長の指標」の欄に、収穫年の予定収量のほか、収穫までの各年の生育の指標を記入してください。また、記入に当たっては、別紙様式例第4号の収穫年と整合するようにしてください。
- ・ 連作障害等の対応のため、一時的に土壌改良等を行うことが予定されている場合は、「作付予定作物名」の欄に、当該土壌改良の具体的内容を記入してください。

(2) 営農に必要な農作業の期間

月	作付予定作物名	農作業の内容											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年目													
2年目													
3年目													
4年目													
5年目													
6年目													
7年目													
8年目													
9年目													
10年目													

(記載要領)

- ・ 作物ごとに農作業の内容欄に栽培期間と必要となる農作業の内容・その作業期間を具体的に記入してください。
- ・ 収穫まで期間を要する作物の場合、収穫年までの各年については、(1)の生長の指標に沿って、収穫までに必要となる作業内容を具体的に記入してください。

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (導入予定の場合にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	機械出力 (ps、kw)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者

農作業従事者数		備考
常時 (人日)	臨時 (人日)	

(記載要領)

- ・ 備考欄には、臨時従事者の雇用期間及び作業内容等を記入してください。

(5) 下部の農地における単収見込み等

ア イ以外の場合

(ア) (イ) 以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な 単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み ($A/B \times 100$ (%))	地域の平均的な単 収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、1年目の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。
- ・ 「地域の平均的な単収の根拠」は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した理由を具体的に記載してください。

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

作付予定作物	単収見込み (kg/10a)	単収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、試験的に実施した栽培の実績に係る単収又は別紙様式例第4号2の「単収見込」を記載してください。

イ 遊休農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

(記載要領)

- ・ 「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

3. 下部農地における収支の見込

1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目		10年目		
科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	
収入金額	販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額	
	自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費	
	雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入	
	(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)	
	(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)	
小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		
支出金額	種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費	
	肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費	
	農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費	
	農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費	
	動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費	
	修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費	
	人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費	
	地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料	
	農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金	
	減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費	
	土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費	
	雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費	
	租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課	
	小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)	
差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		

(記載要領)

- ・「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- ・「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- ・「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。

(参考様式2)

営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における
営農への影響の見込み

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____

設置者 氏名 _____
住所 _____

土地 所在・地番 _____

1. 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	遮光率	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に支障が生じない理由

(記載要領)

- 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型太陽光発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を作付け作物ごとに具体的に記載してください。

2. 効率的な農作業の実施

(1) 支柱

高さ (m)		間隔 (m)
最低地上高：	最高地上高：	

(2) 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

--

(記載要領)

- 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔、別紙様式例第1号2の(3)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設計が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- 農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(添付資料)

1及び2に記載した内容並びに別紙様式例1の2の(5)の単収見込みの根拠となる資料を、次の区分に従って添付してください。

ア イ以外の場合

次の(ア)～(イ)のいずれかの事項を記載した書類を添付すること。

(ア) 下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市区町村における営農型太陽光発電による収穫量及び品質に関するデータ(例えば試験研究機関による調査結果等)

(イ) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見(別紙様式例第3号)

(ロ) 当該申請に先行して当該市町村の区域内の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績

イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

アの(イ)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

(ア) 栽培実績(申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績)

(イ) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由(別紙様式例第4号)

(参考様式3)

下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土地 所在・地番 _____

1. 知見を有する者について

〔 所属
役職・氏名
住所
連絡先
〕

(知見を有する者の当該作物への関わり)

(記載要領)

知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

2. 知見を有する者による本事業についての所見

(記載要領)

営農計画書に沿った適切な営農の継続が可能であり、その結果、営農計画書又は栽培理由書、栽培実績書に記載した単収の確保が可能であるか等について、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を踏まえ、所見を記入してください。

(参考様式4)

申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物
を栽培する場合における栽培理由書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土地 所在・地番 _____

1. 下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯

(作物名：)

(経緯)

(記載要領)

「経緯」については、当該作物を栽培することによる農業経営上のメリット、土性や気象等の条件への適合性、営農者の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった経緯を具体的に記入してください。

2. 単収見込

(kg/10a)

(単収見込の根拠)

(記載要領)

・「単収見込の根拠」について、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データのほか、自然条件に類似性のある他地域のデータ等を用いて記入し、その資料を添付してください。

3. 作付けから収穫までに要する期間

(年 月)

(収穫までに上記期間を要する理由)

(記載要領)

・作付けから収穫までに要する期間が1年を超える場合に記入してください。
・「収穫までに上記期間を要する理由」について、当該作物の収穫までに要する期間の調査研究データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。

4. 当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について

--

(記載要領)

営農の適切な継続のため、下部農地での栽培に支障が生じた場合における知見を有する者による営農指導等の体制整備について記入してください。

(参考様式5)

営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書

年 月 日

○福島県知事 様
(○○○○農業委員会経由)

住所
氏名 (営農型太陽光発電設備の設置者)

(営農型太陽光発電設備の設置者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することを約します。

撤去費用 (見込)
万円

(参考様式6)

下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書

年 月 日

○福島県知事 様

(○○○○農業委員会経由) 設置者 氏名

住所

営農者 氏名

住所

(営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備の下部農地における毎年の栽培実績書及び収支報告書について、翌年2月末日までに報告することを約します。

(参考様式7)

営農への影響の見込みに関する意見書

(元号) 年 月 日

〇〇農林事務所農業振興普及部長 様
(〇〇農林事務所森林林業部長 様)

〇〇農林事務所企画部長

下記の者から申請のあった営農型太陽光発電設備の営農への影響の見込みについて、貴職の意見を求めます
記

1 申請年月日
(元号) 年 月 日

2 申請者

	住 所	氏 名
発電施設設置者		
営 農 者		

上記の意見照会については、次のとおりです。

○営農への影響の見込み

	意 見	いずれかに「〇」を記入
(1)	適切	
(2)	現時点での特段の不都合な点は見当たらない	
(3)	問題あり	

<その他営農への影響見込みに関する意見> (「問題あり」の場合又は特記事項がある場合に記入すること)

--

※ 問題があると認められる場合の例

①当該地では育成が困難な作物の作付け ②栽培方法が明らかに不適切な場合 ③作物の性質上、日照量等が不十分であることが明らかである場合

(元号) 年 月 日

〇〇農林事務所農業振興普及部長
(〇〇農林事務所森林林業部長)

(参考様式8)

営農型太陽光発電設備の設置に関する意見書

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長 様

申請人 (発電設備設置者) 住所
氏名
(営 農 者) 住所
氏名

下記の農地に設置を予定している営農型太陽光発電設備について、貴職の意見を求めます。
記

1 土地の所在

所在	所有者の氏名	地目		面積 ㎡
		登記簿	現況	

2 営農型発電設備を設置する理由

3 添付書類

- (1)案内図 (2)登記事項証明書(全部事項証明書)の写し (3)公図の写し (4)土地利用計画図
(5)その他設備の概要等参考となる書類

上記の意見照会については、次のとおりです。

(意見あり ・ 意見なし) ※○で囲む。意見ありの場合は、下記に内容を記入する。

<意見内容>

(元号) 年 月 日

〇〇市(町村)長

(参考様式9)

栽 培 実 績 書

年 月 日

福島県知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____

営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	m ² (m ²)

2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏 名	備 考

3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

(1) 農作物の収穫が行われている場合

ア イ以外の場合

作付作物	作付面積 (m ²)	単収 (kg/10a)	地域の平均的 な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

イ 遊休農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (m ²)	農地の利用の程度	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

(2) 農作物の収穫が行われていない場合

ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合

作付作物	作付面積 (m ²)	遮光率	備考

(栽培管理及び生育の状況)

--

イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合

(その理由)

--

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見 (具体的に記載してください。)

--

確認年月日

年 月 日

知見を有する者

所属

役職・氏名

住所・連絡先

知見を有する者の当該作物への関わり

※ 申請時に提出した (別紙様式例第 3 号) に記載された知見を有する者と異なる者が記載しようとする場合や、申請時に知見を有する者の意見書を提出していない場合 (別紙様式例第 2 号の添付資料アにおいて (ア) 又は (ウ) を選択した場合) に、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

(留意事項)

- 1 下部の農地において営農が適切に行われていることを確認するため、営農計画書に記載した農作業の内容について、作業の実態がわかる写真のほか、農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。

当該写真は、下部の農地全体の農作業の状況や農作物の生育状況及び収穫物の状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。

- 2 営農型太陽光発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください（遊休農地を再生利用した場合を除く。）。
- 3 本資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を經由して提出してください。

(記載要領)

- 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。

① 許可を受けた営農型太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積（一時転用許可の対象面積）

② 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積

- 2 「2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。

- 3 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（1）農作物の収穫が行われている場合について

- ・ アの「単収」欄は、営農型太陽光発電設備の下部の農地の単収を記載してください。
- ・ アの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型太陽光発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。

なお、申請に係る市町村において栽培されていない農作物を栽培している場合等地域において比較する単収がない場合は、許可申請書に添付した「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」（別紙様式例第1号）2（5）ア（イ）又は（イ）に記載した「地域の平均的な単収」又は「単収見込み」を記載してください。

- ・ イの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。
- ・ ア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型太陽光発電を行っていない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。
- ・ ア及びイの「遮光率」欄について、営農型太陽光発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽

光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。

- 4 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(2) 農作物の収穫が行われていない場合について
 - ・ 「ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合」の「栽培管理及び生育の状況」欄は、許可申請時の栽培計画に記載した農作業の内容と照らして適切に栽培管理が行われたか、また、作物の生育の状況は、栽培計画に記載した生長の指標と比較して、順調に生育しているか等について記載してください。
 - ・ 「イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合」の「その理由」欄は、収穫まで生育が満たなかった理由（台風等による自然災害の被災や営農者の病気療養等）について、その原因も踏まえて具体的に記入してください。
- 5 営農型太陽光発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載するとともに、出荷量を証する書面の写しを添付してください。
- 6 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、御注意ください。

(参考様式 10)

収 支 報 告 書

年 月 日

福島県知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____
営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農における収支状況について、下記のとおり報告します。

記

前々年度 (令和 年度)		前年度 (令和 年度)		今年度 (令和 年度)	
科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
収 入 金 額	販売金額	販売金額		販売金額	
	自家消費	自家消費		自家消費	
	雑収入	雑収入		雑収入	
	(発電収入)	(発電収入)		(発電収入)	
	(営農協力金)	(営農協力金)		(営農協力金)	
小 計		小 計		小 計	
支 出 金 額	種苗費	種苗費		種苗費	
	肥料費	肥料費		肥料費	
	農機具費	農機具費		農機具費	
	農薬・衛生費	農薬・衛生費		農薬・衛生費	
	動力光熱費	動力光熱費		動力光熱費	
	修繕費	修繕費		修繕費	
	人件費	人件費		人件費	
	地代・賃借料	地代・賃借料		地代・賃借料	
	農業共済掛金	農業共済掛金		農業共済掛金	
	減価償却費	減価償却費		減価償却費	
	土地改良費	土地改良費		土地改良費	
	雑費	雑費		雑費	
	租税公課	租税公課		租税公課	
小 計		小 計		小 計	
差引金額		差引金額		差引金額	

(留意事項)

- 1 「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- 2 「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- 3 「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。
- 4 資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。

(参考様式 12)

番 号
(元号) 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

(農地転用許可権者名)

農地法における違反事案についての情報提供 (通知)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号) に基づき認定を取得している事案について、農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) の規定に違反し、同法第 51 条第 1 項に基づき、(元号) 〇年〇月〇日付け (文書番号) にて、(農地転用許可権者名) より (原状回復等の措置の内容) しましたので、別添の関連資料を添えて情報提供 (通知) します。

※「勧告」の場合は、下線部を「農地法に係る事務処理要領 (平成 21 年 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産経営局長・農村振興局長通知) 第 4 の 6 (1) イ(ア)b の規定に基づき」とする。

担当 : 〇〇県〇〇市〇〇課 〇〇〇〇
TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
Mail : 〇〇〇-〇〇〇〇@pref. 〇〇. lg. jp

※命令書の写し等の関連資料を添付すること。

(参考様式 14)

営農型太陽光発電設備の改築に係る報告

年 月 日

福島県知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (㎡)

2 改築計画

(1) 改築の内容

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先 (電話番号等)

(添付書類)

- ① (改築前及び改築後の) 営農型太陽光発電設備の設計図
- ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 (営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、)
②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

(参考様式 15)

営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告

年 月 日

福島県知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。

また、発電事業の廃止に伴って、営農型太陽光発電設備を 年 月 日までに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

(参考様式 16)

営農型太陽光発電事業の承継に係る報告

年 月 日

福島県知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、営農型太陽光発電に係る事業の継続が困難になったため、当該発電事業を下記 3 の者に承継することを予定しておりますので報告します。

なお、承継事業者が農地法第 5 条第 1 項の許可を受けられない場合は、営農型太陽光発電設備を速やかに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

1 承継を予定している太陽光発電設備の所在地等

土地の所在	地番	面積 (㎡)		一時転用 許可年月日	備考
		支柱	下部農地		

2 事業の継続が困難となった理由

--

3 承継を予定している事業者

氏名・名称	住所	連絡先 (電話番号等)

4 承継事業者の農地転用許可申請日 (又は申請予定日)

農地転用許可申請 (予定) 年月日 : 年 月 日

(添付書類)

承継を予定している事業者の事業概要がわかる資料

営農型（参考様式 17）（法第 4 条許可指令書）

〇〇〇指令〇〇第 号

（元号） 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

（元号） 年 月 日

福島県知事 印
（ ） 農業委員会会長 （ ）

記

1 用途（ ）

2 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 事業の更新申請を行わない場合は、申請書に記載された事業の完了の日までに、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 か月後及びその後 1 年ごとに、工事の進捗状況を報告（様式例第 9 - 1 号）すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告（様式例第 9 - 1 号）すること。
- (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識（様式例第 8 - 23 号）を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。
- (5) 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される営農型太陽光発電設備を支えるものとして利用されること。
- (6) 下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況を毎年報告すること。
なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- (7) 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (8) 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型太陽光発電設備を改築する場合、営農型太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく報告すること（当該設備を改築する場合は参考様式 14、廃止する場合は参考様式 15、第三者に承継する場合は参考様式 16）
- (9) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (10) 事業の操業期間又は施設の利用期間
（元号） 年 月 日～（元号） 年 月 日

3 注意事項

- (1) 申請書に記載された事業計画（用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
- (2) 転用事業の更新を受けようとする場合は、本事業期間の満了 3 か月前までに許可申請書を提出すること。

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福島県知事〈〇〇市町村農業委員会会長〉に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福島県〈〇〇市町村〉を被告として（訴訟において福島県〈〇〇市町村〉を代表する者は福島県知事〈〇〇市町村農業委員会会長〉となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（注）

- 1 許可申請書（様式例第 8 - 1 号 - 1 及び様式例第 8 - 1 号 - 2）を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。
- 2 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。

営農型（参考様式 18）（法第 5 条許可指令書）

〇〇〇指令〇〇第 号

（元号） 年 月 日付けをもって申請のあった、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請は、下記により許可します。

（元号） 年 月 日

福島県知事 印
（ ） 農業委員会会長 （ ）

記

1 許可する権利の種類及び設定・移転の別（ ）の（ ）

2 用途（ ）

3 条件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
- (2) 事業の更新申請を行わない場合は、申請書に記載された事業の完了の日までに、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (3) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 か月後及びその後 1 年ごとに、工事の進捗状況を報告（様式例第 9 - 1 号）すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告（様式例第 9 - 1 号）すること。
- (4) 事業区域の見やすい場所に、農地転用許可済みであることを証する標識（様式例第 8 - 23 号）を転用事業が完了するまでの間掲示しておくこと。
- (5) 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される営農型太陽光発電設備を支えるものとして利用されること。
- (6) 下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況を毎年報告すること。

なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。

- (7) 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- (8) 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型太陽光発電設備を改築する場合、営農型太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく報告すること（当該設備を改築する場合は参考様式 14、廃止する場合は参考様式 15、第三者に承継する場合は参考様式 16）
- (9) 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- (10) 事業の操業期間又は施設の利用期間
（元号） 年 月 日～（元号） 年 月 日

4 注意事項

- (1) 申請書に記載された事業計画（用途、施設の位置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第 51 条第 1 項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
- (2) 転用事業の更新を受けようとする場合は、本事業期間の満了 3 か月前までに許可申請書を提出すること。

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福島県知事〈〇〇市町村農業委員会会長〉に審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 53 条第 2 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和 25 年法律第 292 号）第 25 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福島県〈〇〇市町村〉を被告として（訴訟において福島県〈〇〇市町村〉を代表する者は福島県知事〈〇〇市町村農業委員会会長〉となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（注）

- 1 許可申請書（様式例第 8 - 2 号 - 1 及び様式例第 8 - 2 号 - 2）を複写のうえ、指令書に添付すること。
なお、指令書と許可申請書の写しには、許可権者の割印を付すこと。
- 2 権限移譲市町村農業委員会の場合、〈 〉内に置き換える。